令和8年11月16日
（毎週月曜日発行）
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
一般財団法人 大蔵財務協会
編集部 TEL 03（3829）4144
販売部 03（3829）4143
☆7638425

週刊 税のしるべ

第3722号 （昭和24年11月30日第３種郵便物認可）©税のしるべ ２０２６年

主な記事

検査院がエンジェル税制で指摘……２面
全間連が「税の標語」表彰式……２面
徴収部長会議でキャッシュレス納付拡大を議論……３面
幹部に聞く・河邑調察部長……４面

事業承継税制の見直し、経産省案の詳細が判明

贈与と相続で猶予割合に差、贈与を促進

9年度改正 自民党経産部会が勉強会

経済産業省の令和9年度税制改正に向けた主な要望項目の詳細が判明した。このうち、事業承継税制の特例措置終了後の新たな特例案は贈与による経営承継を促進する内容となっている。また、中小企業向け賃上げ促進税制はより積極的な賃上げを後押しする制度とするため、従業員1人当たりの給与等支給総額が増加した場合に適用する仕組みに改めた上で、制度を3年間延長することを求めている。

11日と12日開催の自民党経済産業部会の勉強会で示された。これら事項に関する要望は経産省が8月末に公表した税制改正要望にも盛り込まれていたが、詳細な内容は明らかにされていなかった。

現行の事業承継税制の特例は10年間限定の措置とされており、9年末で適用期限が切れる。特例の期限到来後のあり方については、8年度与党税制改正大綱で「世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念に加えて、本措置の適用状況や課税の公平性等の観点も踏まえて多角的な検討を行い、令和9年度税制改正において結論を得る」とされており、9年度改正の焦点の一つとなっている。

同勉強会で示された見直し案は図のとおり。相続税で猶予割合を100％とするのは経営者の若年死亡等の場合に限定。これら見直しの上で、要件の柔軟化や提出書類など猶予期間中の手続き負担の緩和に向けた措置も要望している。

中小企業向け賃上げ促進税制も8年度末で適用期限が切れる。経産省は11年度までに実質賃金の年1％上昇のノルム（社会通念）を定着させるため、より積極的な賃上げを後押しするために適用要件の見直しを要望。具体的には雇用者全体の給与等支給総額が前年度比で1・5％または2・5％以上増加した場合に給与増加額の15％または30％の税額控除を可能とする現行の仕組みを、従業員1人当たりの給与等支給総額が前年度比2・5％以上増加した場合は給与増加額の30％を税額控除、同5％以上増加した場合は給与増加額の35％を税額控除する仕組みとすることを求めた。

また、国税庁が取引相場のない株式の評価に関する有識者会議で示した同評価見直しに係る国税庁案に対しては、高市政権が掲げる国内投資の強化による「強い経済」の実現に逆行するなどと指摘している。

法人版事業承継税制の特例措置の見直し案

	<現行制度> 特例措置	<新たな特例措置案> 新特例措置
猶予対象株式数	上限なし	上限なし
適用期限	10年以内の贈与・相続等（令和9年12月31日まで） 令和9年9月末までの計画申請	10年以内の贈与・相続等 **5年間の承継計画提出**
猶予割合	贈与税・相続税ともに100％	**事前の承継計画提出による贈与税100％** **※経営者の若年死亡等の場合に限り相続税100％**
承継方法	複数株主から最大3名の後継者に承継可能	複数株主から最大3名の後継者に承継可能
要件	雇用維持が未達成の場合でも猶予継続可能に	雇用維持が未達成の場合でも猶予継続可能に

賃上げ促進税制に厳しい意見

政府税調 中小企業向け租特で議論

政府税制調査会（翁百合会長）は10日、税制のEBPMに関する専門家会合を開き、8年度末で適用期限を迎える中小企業向け租税特別措置について議論した。賃上げ促進税制については、財務省が改めて政策効果がないとする分析結果を説明。同税制が創設されたデフレ下とは異なり、欠損法人の45・1％が賃上げを行っている状況であり、また、同税制は相対的に賃上げ原資を有する利益計上法人にメリットを及ぼすものであり、公平性などに問題があるなどとした。委員からは、「歴史的な役割を終えた」「廃止すべき」などの厳しい意見が相次いだ。

同日に議論された租特は、①中小企業向け賃上げ促進税制、②中小企業者等の法人税率の特例、③中小企業投資促進税制・中小企業経営強化税制。同省はこれらの租特の減収額等（6年度）について、賃上げ促進税制は約5430億円、軽減税率の特例は約1885億円、中小企業投資促進税制は約566億円、中小企業経営強化税制は約858億円とした。

軽減税率の特例については、中小企業に特定の行動変容を促す仕組みとはなっておらず、利益計上法人に対して、一律32万円等の減税効果が生じるものであり、中小法人全体の6割を占める欠損法人に対しては効果が及ばないなどとした。

委員からは、制度の存続は不適当などの意見が複数あった。

中小企業投資促進税制については、対象設備に実質的な限定がなく、適用を受けようとする場合、事業年度終了後の税務申告を行えば足り、設備投資を行う前に同税制を利用するという経営判断を行うことは、制度上、担保されていないため、税制がインセンティブとなって設備投資を実施したか否かが判別できず、政策効果の測定そのものが不能であり、EBPMの観点からも適当でないとした。

中小企業経営強化税制については、適用を受けようとする場合、事業年度終了後の税務申告を行えば足り、設備投資を行う前に同税制を利用するという経営判断を行うことは、制度上、担保されていないため、税制がインセンティブとなって設備投資を実施したか否かが判別できず、政策効果の測定そのものが不能であり、EBPMの観点からも適当でないとした。

中小企業投資促進税制については、対象設備に実質的な限定がなく、適用を受けようとする場合、事業年度終了後の税務申告を行えば足り、設備投資を行う前に同税制を利用するという経営判断を行うことは、制度上、担保されていないため、税制がインセンティブとなって設備投資を実施したか否かが判別できず、政策効果の測定そのものが不能であり、EBPMの観点からも適当でないとした。

中小企業経営強化税制については、適用法人の約9割がA類型に偏重しており、D類型及びE類型の適用法人数はこれまで0件とした上で、A類型に関しては、要件である生産性1％以上向上の水準を大きく上回る設備が多くの割合を占めるなどと指摘した。

委員からは、要件にメリハリをつけるなどの見直しを求める声があった。

読みたい記事がすぐに見つかる
税のしるべ電子版
https://shirube.zaikyo.or.jp
税のしるべ電子版 検索
電子版では、本紙に掲載されていない
電子版独自の記事や速報ニュース、
電子版限定の連載などが閲覧できます。
問合せ先 一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03（3829）4141㈹
FAX 03（3829）4001
URL https://www.zaikyo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号（財協ビル）

令和9年版 消費税の実務と申告 ―インボイス制度における法人・個人の申告書を正しく作成―
和氣光 編著 北林隆明・齋藤文雄・佐藤明弘・宮川博行・上竹良彦 著
B5判・900頁・定価4620円（税込）

令和8年改訂版 Q&A 不動産所得をめぐる税務
高野弘美・黒田治彦 共著
A5判・560頁・定価3630円（税込）

令和8年版 図解 所得税
村山康知 編
B5判・650頁・定価3630円（税込）

令和8年12月改訂 所得税・個人住民税ガイドブック
松岡章夫・秋山友宏・山下章夫・笹原眞司 共著
A5判・540頁・定価2640円（税込）

令和8年11月改訂 法人税・法人事業税ガイドブック
森高厚胤・清水二郎・柳谷憲司・大場智 共著
A5判・590頁・定価2750円（税込）

二訂版 裁判例からみる税務調査
酒井克彦 著
A5判・860頁・定価4620円（税込）

令和8年改訂版 相続税重要項目詳解
香取稔 編著
A5判・760頁・定価5170円（税込）

相続税申告やってはいけないミスリード10選
山本和義 著
A5判・290頁・定価3080円（税込）

その売掛金、回収できますか？
毛塚衛 著
A5判・270頁・定価2970円（税込）

これから始める方のための やさしい消費税 軽減税率制度とインボイス制度のポイント解説
迫本淳一 監修／藤井誠 著
B5判・80頁・定価1320円（税込）

2026 11月号 No.45 11月20日発売!! 【年4回発行】
株式会社野村資産承継研究所 執筆・監修
B5判・フルカラー・180頁・定価1500円（税込）
年4回季刊20日発行（2・5・8・11月）年間購読料6000円（税込）
資産承継
2026年11月号 No.45
★11月号の特集★
資産承継研究会 個別通達
「貸付用不動産の評価について（案）」の検討

◆書店で品切れの節は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL03（3829）4141㈹ FAX03（3829）4001
「大蔵財務協会オフィシャルサイト」リニューアル！
https://www.zaikyo.or.jp
大蔵財務協会 オフィシャルサイト

エンジェル税制の情報登録の不備等を指摘

会計検査院

7年度決算検査報告を公表

会計検査院は5日、令和7年度決算検査報告を公表した。同報告では、租税・社会保険料等の徴収不足額のほか、各種法令や制度、行政に関して改善を必要とする事項について指摘が行われている。今回の報告では、租税関係について、源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税・贈与税、消費税などで徴収過不足額が生じていた点やエンジェル税制に係る審理手続きの適正化の必要性に関して指摘があった。

徴収の不足額などが多かった事項のうち、主なものをみると、申告所得税では個人の不動産所得について収入、経費の各項目の金額に消費税等を含めた経理を行っている場合、不動産所得の計算上、経費に係る消費税等の額が収入に係る消費税等の額を上回るときに生ずる消費税等の還付金を総収入金額に算入することになっているが、このような場合で還付金を総収入金額に算入していないのに、不動産所得の金額を過少のままとしていたケース。贈与税で直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税特例について、直系尊属から住宅家屋の取得日よりも後に贈与を受けた金銭は対象外となるにもかかわらず、これを見過ごしていたケースが取り上げられている。

また、エンジェル税制では、個人が同税制による課税の繰延べ措置の適用を受ける特定株式等について、特定株式等を取得した納税義務者の情報が国税総合管理システムのサブシステムである継続管理システムに登録されていないため、特定株式等の取得時に控除した金額を当該特定株式等の取得に要した金額から控除して取得費等を算定する調整計算に係る適切な申告審理を行うことができない状況になっていたと指摘。

これを受けて国税庁は特定株式等を取得した納税義務者の情報を継続管理システムに漏れなく登録することについて、今年8月に各税務署に周知するとともに、継続管理システムへの登録が確認できない者を記載したリストを活用することで情報が漏れなく登録されているかを確認できる体制を整備したとしている。

納付書発送等で国税庁がお知らせ

発送等に遅れ生じる

国税庁は12日、法人税及び地方法人税の予定申告書、消費税及び地方消費税の中間申告書並びに納付書発送等に関するお知らせを公表した。

同庁では、納税者サービスの一環として、送付対象となる法人に対し、申告・納付期限に合わせて法人税及び地方法人税の予定申告書、消費税及び地方消費税の中間申告書並びに納付書（中間申告書等）を発送するほか、「法人税予定申告のお知らせ」及び「消費税中間申告のお知らせ」（お知らせ）をe-Taxのメッセージボックスへ送信している。

しかし、11月が申告・納付期限となる法人に対する中間申告書等の発送及びお知らせの送信が遅れていたとした。

中間申告書等については、11月13日から11月19日の間に順次発送を行う予定、お知らせに係るe-Taxのメッセージボックスへの送信については、11月9日に送信を完了しているとした。

消費税の申告で手引きを公表

個人事業者用

国税庁はこのほど、個人事業者用の令和8年分消費税の確定申告の手引きなどを公表した。

同庁ホームページには、個人事業者用の令和8年分消費税及び地方消費税の確定申告の手引きの一般用と簡易課税用、個人事業者・法人共通として2割特例用の消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（8年11月版）などが掲載されている。

八面鏡

租税特別措置は、特定の政策目的の実現を目指して、例外的に特定の者の税負担を軽減するもので、「公平・中立・簡素」という税制の基本原則の例外措置として設けられている★そこで、政策手段として税制を用いることが妥当なのか、本当に目的に適う効果的かつ効率的なものなのか、効果が現れなければ、速やかに廃止されているかといった点検が必要であり、その際、EBPM（証拠に基づく政策立案）の考えに基づき、客観的なデータによる分析・検証が求められている★EBPMによる検証等では、政策効果がみられないケースがある。効果を綿密に計算せずに創設された政策税制も多いはず。今後、EBPMによる検証等の一層の進展が見込まれるが、このような検証結果は、制度の存続を決める判断にどの程度影響するのだろうか。（T）

税の標語

全間連最優秀賞に東京の井﨑さん

「消費税　社会を学ぶ　第一歩」

全国間税会総連合会（迫本淳一会長）と東京国税局間税会連合会（似鳥昭雄会長）は11日、松竹㈱会議室で令和8年度「税の標語」表彰式を行った。

表彰式には、国税庁消費税室の濱田正義室長、東京国税局消費税課の山岸要一郎課長らが来賓として出席した。

今回も、小・中学生および高校生のほか、インターネットにより広く一般からも募集。全間連は、前年度比2・7%増の52万9522点で、昨年度に続き2年連続で過去最多を更新、そのうち東京局間連は、同0・5%増の19万6591点だった。

全間連最優秀賞には、東京都文京区立本郷小学校の井﨑優気さん＝写真中央＝による「消費税　社会を学ぶ　第一歩」が選ばれ、東京局間連最優秀賞には、東京都文京区の跡見学園中学校の森清香さんによる「『ありがとう』その暮らしには税がある」が選ばれた。最優秀賞2作品は、全間連と東京局間連の会報やホームページに掲載され、全国の間税会活動に活用される。



東青連

税の動画グランプリで表彰式

昨年に続く2回目の開催

一般社団法人東京青色申告会連合会（橋本良子会長）は9日、都内で第2回青色申告会税に関する動画グランプリの表彰式を開催した＝写真。表彰式には同会役員のほか、東京国税局の小野平八郎局長、東京都主税局の武田康弘局長が出席した。

同グランプリは若い世代が「税」を身近なテーマとして考え、自分たちの言葉や表現で社会に伝えることを目的とした動画コンテスト。高校生部門と大学・専門学校生部門の2部門で作品を募集し、79作品の応募があった。



高校生部門のグランプリには都立目黒高校の渡邉暁さんの作品「税がつなぐ、僕らの未来。」が、大学・専門学校生部門のグランプリには城西国際大学メディア学部メディア情報学科映像芸術コースのTAKE1太田組の「Let's 確定申告」がそれぞれ輝いた。また、各部門の準グランプリ、東京国税局長賞、東京都主税局長賞も授与された。

税を考える週間　この社会　あなたの税がいきている　11月11日～11月17日

人に、街に、愛される法人会をめざして
公益社団法人
久留米法人会
会長　金子泰大
事務局／〒830-0022 久留米市城南町15-5
（久留米商工会館３F）
☎（0942)39 2326　FAX(0942)33 5099

川原 治税理士事務所
〒830-0038
久留米市西町1132－1　5F
TEL（0942）46－5030
FAX（0942）46－5033

TOWAの手袋
株式会社 東和コーポレーション
代表取締役社長　渡辺　聡
久留米市津福本町227番地／〒830-0047
TEL:0942-32-8355 FAX:0942-38-3527
営業所／札幌・東京・名古屋・大阪・福岡

キャッシュレス納付の利用拡大を議論

全国国税局徴収部長会議を開催

国税庁は10月15、16日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局徴収部長（次長）会議を開催した。管理運営部門関係では、「キャッシュレス納付の利用拡大等に向けた取組み」について議論。また、徴収部門関係では、「令和８事務年度の徴収事務運営方針等」について議論した。

滞納残高の圧縮ではＡＩの活用も

管理運営部門関係の議題の「キャッシュレス納付の利用拡大等」では、現金による納付の大半を金融機関の窓口が占めていることを踏まえ、引き続き、金融機関、関係民間団体、地方公共団体、税理士会等とも連携し、特に納付機会の多い源泉所得税について、キャッシュレス納付の利用勧奨に取り組んでいく旨を同庁が説明した。

また、キャッシュレス納付の利用促進に向けて各局が関係者と連携して取り組んだ施策などについて、意見交換を行った。

なお、７年度のキャッシュレス納付は、納付件数全体の49・７％の2510万件で、他方、金融機関や税務署等の窓口納付が、50・３％の2539万件と半数以上を占める。窓口納付を行う69・３％が法人で、税目では、源泉所得税が51・０％を占めている。このため、同庁は源泉所得税のキャッシュレス納付推進に力を入れており、７年度の納付割合は、目標値の31・０％を上回り、前年度比5・5ポイント増の34・０％と着実に増加している。

徴収部門関係では、税収が過去最高額を更新していることに伴い徴収決定済額も増加し、滞納残高が増加傾向にある中、滞納残高の圧縮に向け議論。

具体的には、「より一層の賦課・徴収の連携強化」「新規滞納事案の早急な処理」「コールセンターの活用」「データ分析とＡＩを活用した施策の推進」などを中心とした今事務年度の取組みと課題等について意見を交換した。

加算税軽減に必要な届出件数は５万件突破

優良な電子帳簿に係る

国税庁はこのほど、いわゆる優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置の適用を受ける旨の届出書となる「国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等に係る過少申告加算税の特例の適用を受ける旨の届出書」の提出件数を公表した。

同届出書の提出件数は、法令の施行日となる令和４年１月１日から８年６月末時点までの累計で、前年比13・０％増の５万1994件だった。内訳は、個人が４万31件、法人が１万1963件となっている。

７年６月末時点までの累計は４万6000件、６年６月末時点は３万8479件、５年６月末時点は２万9513件となっており、年6000～8000件程度増加している。

中小企業等向けの特別相談窓口を設置

サイバーセキュリティ

プッシュ型の情報提供も開始

経済産業省・中小企業庁はこのほど、わが国の企業などに対する相次ぐサイバー攻撃によって大規模な情報漏えい被害等が多数生じていることを踏まえ、中小企業・小規模事業者向けの「サイバーセキュリティ特別相談窓口」を設置するとともに、プッシュ型の情報提供を開始した。

特別相談窓口に関する取組みでは、各都道府県に設置している「よろず支援拠点」と独立行政法人中小企業基盤整備機構の「ＩＴ経営サポートセンター」に、無料の「サイバーセキュリティ特別相談窓口」を６日付で設置し、中小企業・小規模事業者からの相談を受け付けることとしている。

同省ホームページでは、サイバーセキュリティ対策に係る支援策の取組みについて、相談窓口、システムの異常の監視、緊急時の対応支援、簡易サイバー保険など、中小企業のサイバーセキュリティ対策に不可欠な各種サービスをワンパッケージで安価に提供するサービスである「サイバーセキュリティお助け隊サービス」や、中小企業や、商工団体、金融機関、税理士といった支援機関が、外部専門人材としてセキュリティ専門家を効率的に探索することができるよう、中小企業向けのサイバーセキュリティ対策支援を行う専門家を掲載した「中小企業向けサイバーセキュリティ対策支援者リスト」などを紹介。

同リストには、掲載専門家が支援可能な指導テーマ、支援実績、得意とする業界、支援可能形態、支援料金、保有資格、保有スキルなどが記載されている。

内閣総理大臣賞に栃木の高橋さん

中学生の税の作文の各賞が決定

全国納税貯蓄組合連合会（藤波一博会長）と国税庁主催、一般財団法人大蔵財務協会などの後援による令和８年度（第60回）中学生の「税についての作文」の最終審査会が10月30日、国税庁で行われた。

全国の中学校の63・7％に当たる6216校から40万1615編の応募があり、審査の結果、内閣総理大臣賞、総務大臣賞、財務大臣賞、文部科学大臣賞の各１編、国税庁長官賞と全納連会長賞の各46編、大蔵財務協会理事長賞、日本税理士会連合会会長賞、全国法人会総連合会長賞の各12編が決定した。各大臣賞と大蔵財務協会理事長賞は表のとおり（各賞の代表作品は12月の特集号での掲載を予定しております）。

９年度も来年６月から９月上旬にかけて作文を募集する予定。

令和８年度中学生の「税についての作文」の主な受賞作品

	作品名	氏名	学校名
内閣総理大臣賞	命を救ってくれた「思いやりの資金」	高橋　咲愛	栃木・大田原市立黒羽中学校３年
総務大臣賞	奇妙なドーナツ	須長　篤紀	埼玉・熊谷市立大里中学校２年
財務大臣賞	支える人も、支えられる人も	奥村　采芭	岐阜・可児市立蘇南中学校２年
文部科学大臣賞	社会を動かす「税」のカタチ	白石　桜子	徳島県立城ノ内中等教育学校３年
大蔵財務協会理事長賞	夢	中野こころ	北海道・恵庭市立柏陽中学校３年
	税から受けられる恩恵	及川　莉奈	岩手・北上市立飯豊中学校２年
	受け継がれてきた思いを、次の世代へ	小林　芽生	群馬大学共同教育学部附属中学校２年
	税の恩恵と私の未来	根岸　真子	神奈川・大井町立湘光中学校３年
	教科書の裏表紙	西東　菜月	石川・小松市立芦城中学校３年
	税金は未来への投資	大石季来里	静岡・島田市立六合中学校３年
	私の目線で税を見る	近藤　文珠	兵庫・学校法人海星女子学院神戸海星女子学院中学校３年
	税金で成り立つ支え合いの社会	木谷　空翔	広島市立三入中学校３年
	僕を支える音と税金	畑中　希心	愛媛・西条市立小松中学校３年
	あの日、税金の大切さを知った	松﨑　仁香	福岡市立高宮中学校３年
	命を守る税金	吉田夏七海	熊本・天草市立本渡東中学校３年
	「だいじょうぶ」を支える税	照屋　真凜	沖縄市立越来中学校３年

税を考える週間　この社会　あなたの税がいきている　11月11日～11月17日

時代をクリエイトする総合商社
大石化成株式会社
【本社】
〒839-0809　福岡県久留米市東合川2－3－52
☎0942-44-7311
【東京営業所】
〒134-0083　東京都江戸川区中葛西5－32－7－601
☎03-5605-2652
https://www.oisikasei.co.jp

鋼材・建材・住宅機器の総合商社
株式会社
野田清商店
代表取締役　野田康友
本　店　久留米市上津町2203-173　☎(0942)21-4141㈹
支　店　鳥栖市神辺町1606-3　☎(0942)83-6485
工　場　八女郡広川町日吉548-3　☎(0943)32-6181

綜合レンタルの　建設機械・仮設材・関連備品から　スポーツ・レジャー・ベビー用品まで
稲尾産業株式会社
本社　福岡市博多区西月隈５－４－46　☎（092）５８１－１３２７
甘木営業所　朝倉市大字甘木255－１　☎（0946）２４－７６２２
福岡西営業所　福岡市西区北原２丁目１－13　☎（092）８０７－０１７０
宗像営業所　宗像市大字野坂2725－２　☎（0940）３７－３６６３
レントオール店　福岡市博多区板付６－13－20　☎（092）５８９－０１７０
小郡山林部　小郡市祇園２－３－１　☎（0942）７２－４１５１

国税庁の幹部に聞く

調査査察部長
河邑　忠昭

かわむら・ただあき　平成7年現財務省入省、20年主税局調査課課長補佐兼税制調査室長、21年主税局税制第三課課長補佐兼審査室長、24年国税庁長官官房人事課課長補佐、令和元年国際局地域協力課国際調整室長、2年国際局開発政策課長、4年大臣官房参事官（関税局関税課担当）、5年外務省在中華人民共和国日本国大使館公使、8年7月から現職。



オンラインツールやデータ活用で調査の高度化・効率化を推進

――今事務年度はどのような方針で事務運営されているかお聞かせください。

私が担当している調査査察部は、大法人の調査に関する事務を所掌する調査課と特に悪質な脱税の取締りに関する事務を所掌する査察課で構成されていますが、どちらも税務コンプライアンスを高め、申告納税制度を発展させていく上で極めて重要な役割を担う部署です。

調査課は、大法人の税務コンプライアンスの維持・向上に努めることを通じて、税務行政全体における適正・公平な課税の実現を図ることを使命としています。

この使命を果たすため、「リスク・ベース・アプローチ」に基づき、実地調査による複雑・困難事案などへの対応と、調査先の法人との協働関係を前提に自発的な税務コンプライアンスの維持・向上を促す「協力的手法」の2つを効果的に組み合わせて事務運営を行うこととしています。

具体的には、過去の調査状況や内部体制の状況をはじめとする個々の法人に関する各種データを適時的確に把握・分析した上で、租税回避、海外への所得移転、大口・悪質な不正計算等が想定されるなど調査必要度の高い法人を的確に選定し、必要に応じて所掌部署の枠を越えた調査体制を整備するなど、個々の事案のリスクに応じた適切な体制を実施することとしています。

また、協力的手法である「税務に関するコーポレートガバナンス（税務ＣＧ）の充実に向けた取組」として、企業のトップマネジメント層との対話や税務ＣＧの評価結果の伝達を通じてコミュニケーションの充実を図るとともに、トップマネジメントの関与の下で内部体制の整備や再発防止に向けた継続的な改善が図られるよう働き掛けていくこととしています。特に、内部体制に起因する税務上の問題が認められた法人については、再発防止の実効性が確保されるよう、必要な助言・指導を的確に行う方針です。

次に、査察課は、特に悪質な脱税者に対して刑事責任を追及し、その一罰百戒の効果を通じて適正・公平な課税の実現と申告納税制度の維持に資することが使命です。

これを達成するため、経済社会が大きく変化する中にあっても、社会的に非難されるべき悪質な脱税を的確に摘発し、さらに検察官に告発できるよう、組織力を発揮した事務運営に努めることとしています。

特に、消費税事案、無申告事案、国際事案及び時流に即した事案などの社会的波及効果が高いと見込まれる事案に積極的に取り組むことにより、国民から期待される査察の役割をしっかりと果たしていくことが重要です。

近年においては、経済取引の広域化、グローバル化及びデジタル化等に伴い、脱税の手段・方法が複雑・巧妙化しています。告発に向けた証拠収集も困難化するなど、査察を取り巻く環境は日々厳しくなっているのが実状です。

こうした状況に的確に対応するため、国家公安委員会・警察庁から提供される「疑わしい取引に関する情報」を含む各種データの分析・活用や、デジタルフォレンジックによる証拠保全・解析、さらには租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換制度の活用などにより効果的・効率的な調査を実施してまいります。

また、令和7年5月に成立した改正刑事訴訟法により、刑事捜査・公判手続のデジタル化が進められています。犯則調査手続についてもこれと歩調を合わせてデジタル化に対応することとしており、そのための法令及びシステム整備を通じて、組織全体の職務遂行能力の向上に努めてまいります。

また、ＯＥＣＤ加盟国をはじめとする各国の租税犯則調査当局が様々な執行面の議論を行う多国間枠組み「租税犯罪等タスクフォース（ＴＦＴＣ）」に我が国が参画するなど、国際的な租税犯罪対策の取組が進められています。

――税務調査におけるデジタル・トランスフォーメーション（ＤＸ）の取組についてお聞かせください。

国税庁では、「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション―税務行政の将来像 2023―」を公表し、デジタルを活用した国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直しに取り組んでいます。今事務年度においても、オンラインツールや各種データの活用にさらに積極的に取り組み、調査事務の高度化・効率化を推進していきます。

大法人に対する税務調査では、従来から、調査の内容や状況を踏まえ、対面での対応と適切に使い分けながら、Ｗｅｂ会議システムを利用したヒアリングやオンラインストレージサービスによる帳簿データ等の受渡しを実施してきましたが、利用可能な機材が限られるなど、その運用には一定の制約がありました。今般、デジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境であるＧＳＳ（ガバメントソリューションサービス）が全職員に導入されたことを受け、今事務年度はオンラインツールをさらに積極的に活用してまいります。納税者の皆様におかれましても、何卒ご理解いただきたいと考えております。

また、令和８年９月には新たな基幹システムであるＫＳＫ２が導入されました。この機能も効果的に活用しながら、国税組織内外における多様かつ膨大なデータの加工・分析等を行い、リスクの高い法人や要調査項目等を効率的に抽出するといった取組についても継続的に進めてまいります。

併せて、査察事務についても、将来的な犯則調査手続のデジタル化を踏まえた新たな取組を、スピード感をもって進めることが重要だと考えています。

――最近の国際的な事案への対応についてお聞かせください。

調査課では、従来から移転価格税制や外国子会社合算税制の執行等、海外への所得移転等への対応を重点的に行ってきました。また、近年は国境を越えた電子商取引市場が拡大する中、消費税を申告すべき外国法人が年々増加しているところ、さまざまな機会を通じてその実態の把握に努め、リスクに応じて適切に調査等を実施することとしています。

グローバル・ミニマム課税については、所得合算ルール（ＩＩＲ）、軽課税所得ルール（ＵＴＰＲ）、国内ミニマム課税（ＱＤＭＴ）の3つのルールから構成されています。我が国では、令和5年度税制改正においてＩＩＲに係る法制化が、令和7年度税制改正においてＵＴＰＲ及びＱＤＭＴＴに係る法制化が行われました。このうちＩＩＲについては、対象となる法人の多くが本年9月末に初回申告期限を迎えたところです。

これらの制度については、既に法令解釈通達やＱ＆Ａ等を公表するとともに、経済団体等に対する説明会を実施してきました。引き続き、納税者等の皆様からの質疑や相談に丁寧かつ的確に対応するよう努めるとともに、今後公表される執行ガイダンスや追加の税制改正等も踏まえながら、しっかり対応していきたいと考えています。

また、査察調査との関係では、国際化に伴う海外への隠匿資産や海外不正取引等の増加に対応すべく、外国当局とのネットワーク等をさらに強化することとしています。

国外証拠の収集は、租税条約等に基づく情報交換に基づいて行うものですが、公判での客観証拠の重要性が高まる中、租税条約等に基づく情報交換の枠組みをより一層実効的に運用していくことが重要です。先ほどもお話しした租税犯罪等タスクフォース（ＴＦＴＣ）を含む多国間の取組も活用しながら、査察の国際調査能力の向上に取り組んでまいります。

手づくりの心がはずむ
トライ・アム
サンカクヤ
毛糸・手芸材料・服飾材料・コットン・裏地・フラワー
●薬院店 ●新宮店 ●鳥栖店 ●佐賀店 ●荒尾店
●春日店 ●小笹店 ●姪浜店 ●本城店 ●国分店
本部　福岡市西区内浜1丁目15－43　☎092（884）2816

― 人と地球に“やさしい”をめざす ―
Nakayama
代表取締役社長　中山弘志
■破砕機・選別機
■砕石プラント・リサイクルプラント
■自走式リサイクル機械
■土壌改良機
■小水力発電システム
株式会社中山鉄工所
本社・工場 / 〒843-0001　佐賀県武雄市朝日町大字甘久2246-1
TEL:(0954)22-4171(代)　FAX:(0954)23-0691
事業所 / 東京支店・大阪支店・名古屋営業所・広島営業所・仙台出張所・シンガポール現地法人
www.ncjpn.com

続 傍流の正論 税相を斬る 114

■弁護士・税理士　品川　芳宣

債務免除益①

最高裁令和8年6月23日判決は、相続した債務の免除益に所得税を課税した事案につき、控訴審判決（東京高裁令和6年1月29日判決）が、相続税との二重課税に当たるとして当該課税処分を取り消したことに対し、原判決を破棄し、原審に差し戻した。その一審の東京地裁令和5年3月14日判決は、その債務免除益が「益」であるということだけで、当該課税処分を適法と認めている。

このように、「債務免除益」という課税上一見問題がなさそうに思われることに、各裁判所が、それぞれ異なった判断を下すということになったが、その裏に同じ問題があるものと考えられる。すなわち、この事件における「債務免除益」には、次のような背景（事実）がある。

すなわち、昭和の末期から平成の初期にかけての土地バブルが平成3年頃から崩壊し、地価の暴落が始まったため、銀行等の金融機関では、不動産購入のために融資した貸付金に係る不良債権処理が大問題となった。この事件は、その頃、S銀行の担当者が、恐らくは不良債権処理の一環として、都内の資産家で痴呆症のA（及びその子申）に対し、16億円融資し不良債権の担保物件であろうNマンションを購入させたものの、当該貸付金の返済をめぐって双方から訴訟が提起されたものである。

結局、東京地方裁判所の裁定によって、本件貸付金からNマンションの売却代金3億7130万円を控除した12億2870万円について、騙した方（S銀行）も騙された方（Aら）もそれぞれ落ち度があるということで、前者の負担を9億7370万円（8割の非）とし、後者の負担を2億5500万円（2割の非）とし、ただし、前記の9億7370万円（本件債務）はAらがその負担額を完済したときに、免除する旨の和解（本件和解）が成立した。

その後、甲の相続人ら（原告等）も、本件和解を引き継ぎ、Aらの残債務100万円を支払った段階で、本件債務が免除された（本件債務免除益）のである。そして、原告らは、甲の相続段階では、本件債務が「確実と認められるもの」（相続税法14条）に当たらないということで、相続税の上では債務控除されず、本件債務免除益について、一時所得として所得税が課税された、というものである。

このような事実関係に照らして、原告らは、祖父や父が残した本件債務につき、経済的に何らの利益を受けたわけではないのに、残債務を支払った段階で、多額な所得税を課せられたことになる。このような結末については、税法を知らない人からすると、「そんな馬鹿な」ということになるであろうし、ある程度税法を知っている人からすると、「仕方がない」ということになろうし、真に税法を知っている人からすると、「どこかおかしい」と感じているのかもしれない。

このような問題を解決するには、そもそも租税法において用いられている「所得」の概念を明確にしておく必要がある。各国の所得課税制度においては、取得型所得概念（対立＝消費型所得概念）が採用されているとして、その取得型所得概念にも、所得の範囲を、制限的にとらえる制限的所得概念と包括的にとらえる包括的所得概念に区分される。所得課税の初期の頃には、制限的所得概念が有力であったが、現在では、各国において包括的所得概念が支持されている。この包括的所得概念では、人の担税力を増加させる経済的利得はすべて所得を構成するという考え方であり、反復的・継続的利得のみならず、一次的・偶発的・恩恵的利得も所得に含まれると解されることになる。

このような考え方を具現したものとして、所得税基本通達36―1は、「法第36条第1項に規定する「収入金額とすべき金額」又は「総収入金額に算入すべき金額」は、その収入の基因となった行為が適法であるかどうかを問わない。」と定めている。また、旧法人税基本通達51は、「総益金とは、……純資産増加の原因となるべき一切の事実をいう。」と定めていた。本件に関しては、本件債務免除益が、前述の包括的所得概念における所得に当たるか否かである。その問題は、次号において論じる。

所得税基本講座

必要経費を考える 第2章 31

■税理士　日高　大開

「事業性」の判定要素（2）

「自己の危険と計算において独立して営まれる」とは 企画性・危険負担と精神的・肉体的労力

(3)　企画性・危険負担

これは、昭和56年最高裁判決が示す「自己の危険と計算において独立して営まれる」を項目化した判定要素の一つです。

そもそも、社会通念上の「事業」は、一定の目的と計画に基づいて経営する経済活動をいうものとされます。ですから、企画性が認められなければ、「事業」とはいえないといっても過言ではありません。また、「事業」が、一定の目的と計画に基づいて実行されるものである以上、危険負担（リスク管理）が強いられるのは当然のことといえます。

法人のように、事業計画が取締役会等によって機関決定され、その決定に基づき遂行されているのであればまだしも、こうした手続を通常要しない個人事業主においては、何をもって企画性や危険負担を判定したらよいのか疑問の余地がないわけでもありません。

これに関し、裁判例等の多くは、取引に係る契約関係（請負、委託、委任など）、個人事業主が有する資格（その事業に対する専門性）、宣伝広告活動及び帳簿書類等の作成状況などを企画性・危険負担の検討材料としています。したがって、これらの有無や程度が判定のポイントになると考えてよいでしょう。

(4)　精神的・肉体的労力

この判定要素も、昭和56年最高裁判決が示す「自己の危険と計算において独立して営まれる」を項目化したものの一つです。精神的・肉体的労力とは、分かりやすく説明すれば、個人事業主がその事業を遂行するのに、“どれだけ汗をかいたのか”ということです。

個人事業主が自ら労力を提供しなければ業務（事業）を遂行できないのだとしたら、精神的・肉体的労力は相当高いと評価できるでしょう。逆に、全てアウトソーシングによっているのだとしたら、個人事業主が自ら従事している場合と比べ、精神的・肉体的労力は低いと評価されます。

例えば、アパート経営を行う個人事業者Aが、自ら代表を務める法人B（Aのほかに従事者がいない）にそのアパートの管理を任せ、Aがその管理を実際に担っていたとしたら、精神的・肉体的労力をどのように判定したらよいのでしょう。一見すると、そのアパートの管理は、Aが行っているかのようにうかがえます。しかし、それは法人Bの役員としてのAの業務であって、アパートの経営者であるAの業務でないということが分かります。なぜなら、その管理業務は法人Bに委ねられているからです。そうすると、Aは、個人事業主としては、そのアパート経営に精神的・肉体的労力を費やしていないということになりますから、この判定要素は低い又はそもそも充たしていないというように考えられるでしょう。

保険のことなら、
おまかせください！
団体扱自動車保険取扱代理店
九電産業株式会社
保険部　営業第二グループ
〒810-0004
福岡市中央区渡辺通２丁目1-82
（電気ビル北館４Ｆ）
0120－400－824

福岡クロス工業株式会社
取締役社長　天岡　健
本　社　〒812-0014 福岡市博多区比恵町９番24号
電話代表　(092)431-4961番
FAX　(092)415-2016番
URL　https://www.fukuoka-cloth.co.jp
営業所　東京・大阪 / 工場　九州(佐賀)

未来をひらく
KTK 九州塗料工業株式会社
代表取締役　志岐　壽重
本　社／大川市酒見38
☎(0944)86-5141
大木工場／三潴郡大木町横溝124
☎(0944)33-0333

裁決事例集 308

■編集部編

裁決のポイント

請求人が原処分に係る調査は実施されるべきではなかったと取消しを求めるも、取消事由となる違法はなかったとした事例。

原処分庁が税理士業を営む審査請求人に対し、請求人がその業務に係る帳簿書類を提示しなかったことは、法令で規定する帳簿書類の保存がない場合に該当するなどとして、所得税の青色申告の承認の取消処分や所得税等の更正処分等をした。これに対し、請求人が原処分に係る調査は実施されるべきものではなかったとして、その全部の取消しを求めた事案で、国税不服審判所は取消事由となる違法はなかったとする判断を下した（令和８年２月９日付、公表裁決）。

税理士が調査は実施されるべきでなかったと主張も取消事由となる違法なし

事案の概要

請求人は税理士業を営む個人事業者。請求人は所得税の青色申告承認申請書を原処分庁に提出しており、所得税について青色申告の承認を受けている。

請求人は令和元年から4年分（本件各年分）の所得税等について、元年分は2年6月16日に2年から4年分は5年10月31日にそれぞれ確定申告した。なお、請求人は元年分の申告にあわせて、これに災害等の延長申請をしたところ、原処分庁は災害等の延長申請を承認した。他方、請求人は5年9月30日に2年から4年分の所得税等に係る災害等の延長申請をしたところ、原処分庁は同年11月28日付で災害等の延長申請を却下した。

請求人は元年から4年課税期間（本件課税期間）の消費税等について、元年課税期間は5年11月29日に、2年から4年課税期間は5年10月31日にそれぞれ申告した。なお、請求人は5年9月30日に本件各課税期間の消費税等に係る災害等の延長申請をしたところ、原処分庁は同年11月28日付で災害等の延長申請を却下した。

原処分庁所属の調査担当職員は4年9月16日、請求人に国税通則法74条の９≪納税義務者に対する調査の事前通知等≫１項の規定に基づき、元年から3年分までの所得税等および元年から3年課税期間までの消費税等の実地の調査を行う旨等の事前通知を行った。また、同職員は5年11月15日、請求人に同規定に基づき、4年分の所得税等および4年課税期間の消費税等の実地の調査を行う旨を通知した。

請求人は4年9月22日に、同職員に電話で本件調査について受忍義務がないことから調査を拒否する旨を申述。5年1月4日付および同月16日付で「当該調査は、令和4年9月22日連絡のとおり拒否します」と記載した書面を、それぞれ原処分庁宛に提出した。

原処分庁は、本件調査の結果に基づき、6年7月1日付で元年分以後の所得税の青色申告の承認の取消処分を行うとともに、請求人の本件各年分の所得税等に係る事業所得の金額を所得税法156条の規定に基づき推計の方法で算定し、同日付で本件各年分の所得税等の各更正処分等をした。同じく同日付で本件各課税期間の消費税等の各更正処分等もした。

請求人は再調査決定を経た後に原処分に不服があるとして審査請求をした。

争点は本件調査に原処分を取り消すべき違法があったか否か。請求人は本件調査の違法の有無以外は争っていない。

請求人の主張

調査の目的、調査すべき事項、申請、申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手方の事業の形態等諸般の具体的事情に鑑み、本件調査を行う客観的な必要性はない。請求人は本件調査の対象とされた2年、3年分の所得税等と元年から3年課税期間までの消費税等に係る申告について、災害等の延長申請が承認されると、前記申告は期限内申告となるところ、原処分庁は請求人の前記年分および課税期間が無申告であるとして本件調査の実施を決定した。これは申告期限が到来していない年分および課税期間の調査を行ったことになり、本件調査は税務職員の合理的な裁量の範囲内でされたものではない。

審判所の判断

請求人は本件調査を行う客観的な必要性はない旨を主張するが、通則法74条の2第1項に規定する「調査について必要があるとき」とは、権限のある税務職員において、具体的事情に鑑み、客観的な必要性があると判断する場合をいい、適正、公平な課税目的の実現という質問検査制度の目的からみて、過少申告等の疑いが具体的に認められる場合だけに限られず、申告のない場合や、申告の真実性、正確性を調査するために必要がある場合も「調査について必要があるとき」に含まれるものと解するのが相当である。これを本件調査についてみると、調査担当職員は請求人の申告状況等から申告の真実性、正確性および申告義務の有無を調査する必要があると判断し、本件調査に係る実地の調査を行う旨の事前通知を行ったことからすれば、本件調査を行う客観的な必要性はあったものと認められる。

また、災害等による申告、納付等の期限延長については、納税者からの災害等の延長申請があり、当該申請に対し、所轄税務署長の延長の決定がなされて初めて効果を生ずるものであるところ、請求人の主張する各年分および各課税期間に同延長申請はいずれも5年9月30日に行われた一方、調査担当職員による元年から3年分までの所得税等、元年から3年課税期間までの消費税等に係る実地の調査を行う旨の事前通知は4年9月16日に行われている。そうすると、請求人が主張するような申告期限が到来していない年分および課税期間の調査を行ったことにはならないから、請求人の主張はその前提を欠く。

注目の一冊

やさしい消費税 軽減税率制度とインボイス制度のポイント解説

迫本淳一　監修／藤井誠　著

消費税の税額計算の方法等について「ポイント形式」で簡潔に整理したのが本書。

軽減税率の対象範囲・対象商品について具体例を記載し、〈判断ポイント〉で分かりやすく説明。一目でわかる「飲食料品等に係る軽減税率と標準税率の適用区分表」を収載。適格請求書（インボイス）制度の概要と手続について、明瞭に解説。インボイス制度における経過措置の取扱いについても、令和8年度税制改正を踏まえて詳解。

今版では、「給付付き税額控除」についても、社会保障国民会議での議論等を織り込み解説。給付付き税額控除制度の解説と共に、飲食料品に係る消費税率の引下げについても言及し、その大綱も掲載。

消費税創設直後から担当部署（旧大蔵省主税局税制第二課）に勤務し、消費税の理論にも精通した現全国間税会総連合会専務理事・藤井誠税理士が執筆。

間税会会員をはじめ、事業者の方々が軽減税率制度・インボイス制度を理解し、実務を処理する上での実務必携書。

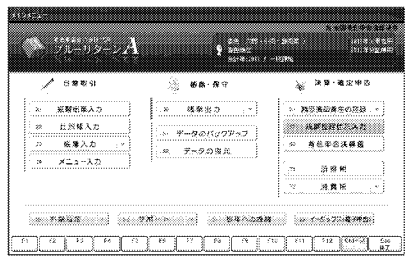
B5判、80ページ。定価1320円(税込み)。お申し込みは、（一財）大蔵財務協会販売局（TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001）。



会員募集中

電子帳簿保存法に対応!
JIIMA認証取得済

初心者にやさしく
さらに充実の機能で
使いやすい　簡単操作



ブルーリターンA
青色申告会の会員向けのパソコン用会計ソフト

福岡県青色申告会連合会
〒812-0038　福岡市博多区祇園町1-40　大樹生命福岡祇園ビル3F
電話（092）283-7177　FAX（092）283-7176

社会に貢献する
優良企業

九州電気産業株式会社
代表取締役　相良恒久
本社／福岡市中央区渡辺通2-1-82
（電気ビル北館12F）
☎(092)761-7231(代)　FAX(092)714-1365
工場／福岡県粕屋郡志免町南里1-13-1
☎(092)935-0493　FAX(092)936-8387

税務調査と真実 30

■井東 圭

■すこし泣いてもいいかしら(2)

【調査着手前打合せ(税務署内会議室)】

「きょうは、1週間後に迫っている無予告調査の合同打ち合わせに、忙しいなか、わざわざ時間を割いていただき、どうもありがとう」

調査担当部門の三井統括官が頭を下げた。

参加者は総勢9名――。

長机をコの字型に並べた中央には、三井と正木が座り、両サイドには、三井が率いる3部門の3名に加えて機動官の1名が、また、応援を頼んだ4部門の樫統括官と部下の2名がそれぞれ座っている。

「では正木さんから、事案の概要を説明してくれるかね」

「4部門の皆さんには、店舗の内観をしていただくなど、ご協力ありがとうございます」正木は頭を下げると、「それでは、調査法人の概要と今回の調査の要点を、お手元の事案ペーパーに沿って説明させていただきます。1頁をご覧ください。調査法人は竜坂興業有限会社。代表者は竜坂君子53歳。納税地は吉祥寺本町であり、自宅兼納税地となっています。法人設立は昭和55年。すでに30年ほど事業を行っています。

業種は登記上、飲食業となっていますが、実態はスナック経営です。具体的な事業内容については、店舗への内観をお願いしました4部門の方と、私どもの部門の津曲上席・黒須調査官から、後ほど説明してもらいます。

過去の調査事績ですが、ちょうど10年前、無予告現況調査を実施し、非違事項として売上除外、3期合計で約600万円を把握しております。

前回調査時は、吉祥寺駅から徒歩2分たらずの場所に屋号「ソレイユ」1店舗のみを経営しており、そこのママが代表者の君子でした。不正の実行行為者は、君子となっています。

さて、現状ですが、資料2頁をご覧ください。5年前、吉祥寺店と同じ屋号の「ソレイユ」を、渋谷道玄坂にオープンし事業拡大をはかっています。法人の申告状況ですが、資料3頁をご覧ください。売上高は、5年前を境に倍増しています。

吉祥寺店は、前回調査以降も、君子と数名のベテランホステスで営業している、いわゆる昔ながらのスナックです。過去の調査記録によれば、君子ママ目当ての客も一定数いたようですが、君子の年齢からして、5年前に売上が急増するだけの何かがあったとは考えづらく、実際、渋谷店ができるまでの売上高は、前回調査からほぼ横ばいでしたので、売上の倍増は渋谷店によるものと考えられます。

そこで、渋谷店ですが、店舗の立地もよければ、使っている女性従業員の数も違います。資料4頁をご覧ください。源泉所得税の納付事績ですが、単純平均でも月10名程度のホステスがいることになります。

以上を考えあわせますと、5年前からの売上高の倍増は、もっぱら渋谷店に起因するものといえるでしょう。

ただ、このあと両店舗内観の模様をご報告いただくのですが、渋谷店ができ売上が倍増したといえども、吉祥寺店1店舗の申告事績と比較すると、かなり少額と考えられます。人件費と店舗の高額の賃料で費用増加があったとしても、吉祥寺店1店舗時代と変わらない所得金額も、やはり異常です。

よって、今回の調査では、渋谷店の売上除外、あるいは、売上と売上原価の両落しが想定されます。

1頁に戻っていただき、渋谷店の責任者は、取締役の早乙女実来33歳です。彼女が、渋谷店のチーママでもあります。

住まいはご覧の渋谷区神泉。店舗から徒歩で10分ほどで、そこにひとりで住んでいます。

とりあえず私からは以上です」

「どうもありがとう」三井が続ける。

「以上の説明からお分かりのように、今回のターゲットは渋谷店。そのため早乙女実来宅の臨場がポイントになる。そこで今回のチーフは、女性で同じ歳の正木さんに務めてもらうことにした」

参加メンバー全員が頷いた。

国税局エリア別

ふるさと納税の寄附額の多い自治体を探る 7

■編集部編

全国の自治体が地域の魅力を発信するなか、常にトップクラスの寄附件数を維持し、多大な支持を集めているのが大阪府泉佐野市。令和７年度のふるさと納税受入額が約230億3900万円に達し、元年度以来６年ぶりに全国トップになった。

同市は、大阪府の南部、関西国際空港の対岸に位置し、人口約10万人。西は大阪湾、東は和泉山脈に面し、美しい山河、緑あふれる恵まれた自然環境にある。

同市の返礼品において、強固な支持を得ているのが、「＃ふるさと納税3.0」。企業や個人事業主による新たな地場産品の開発や既存の地場産品の増産等のために必要となる資金について、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングにより寄附を募り、寄附額の一部を補助金として交付し、これにより創出した地場産品を返礼品として寄附者に届ける、「新しいふるさと納税」の手法。ウナギの養殖場開設や、大手クラフトビール「ヤッホーブルーイング」の醸造所建設費を

返礼品となる地場産品の創出に寄附金を活用

大阪国税局管内　大阪府泉佐野市

全額賄うなど、ゼロから新たな地場産品を創出する取り組みが寄附者の支持を集めた。「＃ふるさと納税3.0」は同市が令和２年に考案し、現在では、京都府京丹後市、福井県あわら市、栃木県真岡市など、多くの自治体が独自のプロジェクトを立ち上げている。

また、生活の質を高める日用品としてリピート率が高いのが、130年の歴史を誇る地場産業の「泉州タオル」。同市は「日本タオル製造発祥の地」であり、伝統的な「後晒製法」を今なお守り続けている。織り上げた後に糸の不純物や油分を徹底的に洗い落とすこの製法により、下ろし立ての瞬間から抜群の吸水性と極めて柔らかな肌触りを実現している。

こうした魅力的な返礼品をより円滑に提供するため、同市では自治体として独自の直営サイト「さのちょく」を運営している。主要な大手ポータルサイトと並び、この直営サイトでは限定の企画や特別な返礼品を用意。寄附者が求める分量や目的に応じて直感的に検索できるシステムが構築されている。

ふるさと納税を通じて寄せられた寄附金は、地域の医療・福祉の充実、子育て支援、防災対策、さらには物価高騰に苦しむ地域経済への支援など、同市が抱える様々な課題解決やまちづくりに大切に活用されている。

TAX ナンバープレイス

太線で区切られた３×３の９マスには１～９の数字がそれぞれ１つずつ入ります。タテやヨコの９マスの列にも１～９の数字がそれぞれ１つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、**令和６年度における航空機燃料税の課税額**になります。

答え＝ [A] [B] [C] 億円

ナンプレの予想難易度：9

3		2	6			5		
	7	4	1		A			
	1	8		2				4
	3		4		7		B	
		C						
			5		8		9	
7				5		2	3	
					6	1	8	
		5			9	7		6

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

＜締め切り＞11月22日（日）

前回の答え 85億円

多忙に津波。

水口酒造株式会社　愛媛県松山市道後喜多町３－23
tel. 089－924－6616　fax. 089－924－3707

おかげさまで、当金庫は
創立90周年を迎えます。

いちい信用金庫

理事長　川口　敏男

本店／一宮市若竹3丁目2番2号
TEL(0586)75－6201(代)

女性部会が絵はがきの審査会

串木野日置法人会 片平署長らも参加



鹿児島・公益社団法人串木野日置法人会女性部会（鈴木順子部会長）はこのほど、「税に関する絵はがきコンクール」の審査会を開催した＝写真。

当日は、伊集院税務署の片平英重署長と日高幸治調査部門統括官も審査に参加した。

同コンクールには、同署管内の小学5・6年生の児童から多数の作品が寄せられ、児童らの豊かな発想や創意工夫が感じられる力作が数多く並んだ。

審査会では、作品の独創性や表現力、テーマとの関連性などを総合的に評価し、審査員からは、「どの作品も個性があり、甲乙つけがたい」との声が上がるなど、審査は難航。慎重な審議を重ね、最優秀作品をはじめとする各賞の受賞作品を決定した。

参加した女性部会員は、「児童たちの感性の豊かさに、とても驚きました」「どの作品にも熱意が感じられました」と感想を語っていた。

また、審査会を終えた片平署長は、「今回の『税に関する絵はがきコンクール』を通じて、租税の役割や大切さについて考える機会が広がるとともに、多くの児童たちの創造力あふれる作品に触れることができました」と話していた。

プロレス団体がスマホ申告PR

川崎西署



プロレス団体「HEAT-UP（田村和宏代表）」はこのほど、川崎西税務署（樫田明署長）の広報大使として、スマートフォンを利用した確定申告（スマホ申告）の普及に向けたPRイベントを開催した＝写真。

「HEAT-UP」は川崎市を本拠地とし、「プロレスで社会貢献」を掲げ、障害者支援や青少年育成、地域活性化活動に取り組んでいる団体。

リング上で行われた選手同士の「税金クイズバトル」には、大きな声援があがるなど、会場はプロレスの試合さながらの熱気に包まれ、スマホ申告の利便性を楽しみながら学べる機会となった。

イベントの最後には、出場した選手から「マイナンバーカードとスマホは相性抜群の最強タッグです。来年の確定申告は、ぜひご活用ください」と呼び掛けが行われ、会場から大きな拍手が送られる中、盛況のうちに幕を閉じた。

清水青申会と活発に意見交換

中川青申会



愛知・一般社団法人中川青色申告会（西垣直哉会長）はこのほど、静岡・一般社団法人清水青色申告会（片瀬恵太会長）を訪れ、清水産業・情報プラザで役員研修会を開催した＝写真。

当日は、両会の役職員ら27人が参加し、清水税務署の東義博署長と片瀬会長が歓迎のあいさつを行った。

研修会では、清水会は杉山伊佐子事務局長が、中川会は宇野久夫専務理事が、それぞれ青申会の現況等の説明を行い、その後、清水署の大畑貴裕個人第一統括官が管内概況の説明を行った。

また、質疑応答では、両会に共通する諸問題・会員獲得への取組、青色申告特別控除の見直しへの対応、会計ソフト利用者の指導体制、会の財政基盤強化などについて活発な意見交換を行った。

最後は、清水会との記念撮影を行うなど、お互いの交流を一層深めていた。

公益事業として全14回の説明会

板橋青申会

東京・公益社団法人板橋青色申告会（大戸孝宏会長）はこのほど、数日間にわたり、令和9年分から適用される青色申告特別控除の制度改正について、板橋税務署（高野康弘署長）の個人課税第一部門記帳指導推進官・野田惇平氏を講師に招き、公益事業として説明会を開催した＝写真。



説明会は、板橋青色申告会館をはじめ、区内6会場で全14回にわたり開催。より多くの区民が参加できるよう、地域ごとに会場を設け、午前・午後の開催に加え、夜間の時間帯も設定した。

当日は、青色申告特別控除の改正概要や記帳・申告方法の注意点、e-Taxの利用などについて説明が行われた。

同会では、税制改正に伴う不安や疑問を解消し、安心して申告に臨めるよう、今後も税務署と連携を図りながら、区民に寄り添った情報提供と記帳・申告支援に努めていくこととしている。

清酒鑑評会の表彰式を開催

広島局

広島国税局は10月27日、広島市中区の広島合同庁舎で令和8年清酒鑑評会の表彰式を開催した。

今回は、管内（中国5県）の70製造場から吟醸酒、純米酒、燗酒の3部門に計187点が出品された。その中から香味の調和に優れ、高度な製造技術が評価された吟醸酒27点、純米酒25点、燗酒22点が優等賞を受賞し、斎須朋之局長から各部門の代表者に表彰状が手渡された＝写真。



製造技術研究会も開かれ、酒類製造関係者らが全出品酒のきき酒を行った。

12月8日 福岡会場とオンラインで開催

税理士が実務で直面する税務判断 重要論点解決法

（オンライン型はアーカイブ配信あり）

税の専門家でも、未経験事案や複雑難解な事案に遭遇したとき、実務経験豊かな税理士などからノウハウを伝授して欲しいと思ったことがあるはずです。そこで、我々勉強会仲間５人が、その知恵とノウハウを結集し、具体的事案に接しないと学べないことや失敗をして初めて気づく論点について20のテーマを厳選した、令和９年に発刊予定の書籍から、①法人成りの有利選択～株式会社か合同会社か、②解散か合併かM＆Aかなどの重要テーマをピックアップして解説します。

日　時　2026年12月８日(火)13:30～16:30

受講方法　【会場型】
リファレンス大博多ビル　貸会議室
住所：福岡市博多区博多駅前２－20－１ 大博多ビル
交通：ＪＲ博多駅博多口より７分、福岡市営地下鉄博多駅博多改札口より７分、福岡市営地下鉄祇園駅改札口より５分

【オンライン型】
ライブ配信と後日提供するアーカイブ配信の両方を視聴できます。
（アーカイブ配信期間）
2026年12月16日～2026年12月30日

講　師　税理士・岡野 訓（おかの・さとる）氏
銀行、会計事務所勤務など経て会計事務所開設後、税理士法人熊和パートナーズを設立。現在、税理士法人さくら優和パートナーズの代表社員を務める一方、税理士会の研修会等で講師も務める。

受講料　１名につき15,000円(税込・テキスト代を含む)
※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格12,000円（税込）となります。

テキスト　レジュメ

申込方法　大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。


もっと自由に もっと楽しく
日々を彩り 暮らしをデザインする
豊島
TOYOSHIMA
ライフスタイル提案商社
www.toyoshima.co.jp

日本の遊びをリードする。
「海物語」とともに、遊技の未来をひらく。
■ 遊技機事業　パチンコ・パチスロの開発・製造
■ コンテンツ事業　「海物語」を軸としたIP展開
■ ライセンスアウト　自社コンテンツのライセンス
SANYO
〒464-0850 名古屋市千種区今池2-1-27
TEL 052-733-3401
https://www.sanyobussan.co.jp

maruta
新しい物流サービスを創造していく
servise creation
丸太運輸株式会社
マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。
名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL.
052-611-1151
〒467-0856
愛知県名古屋市瑞穂区新開町
２２番２０号
TEL(052)872-3311
FAX(052)871-1531
URL http://maruta.co.jp